

平成25年度第2回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成25年8月2日（金） 10時30分～12時05分
2. 場 所：総務省 10階 共用会議室2
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、日出雄平、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 取りまとめ（第2期）に向けた今後の審議事項について
 - (2) 業務制限の範囲について
 - (3) 会計帳簿への住所の記載について
 - (4) 収支報告書に記載すべき支出の区分について
 - (5) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (6) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 取りまとめ（第2期）に向けた今後の審議事項について
- 資料2 業務制限の範囲について
- 資料3 会計帳簿への住所の記載について
- 資料4 収支報告書に記載すべき支出の区分について
- 資料5 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A 政治資金監査の質の向上について
- 資料B 業務制限の範囲について
- 資料C 会計帳簿への住所の記載について
- 資料D フォローアップ説明会参加申込者からの質問等一覧（平成25年度9月分）

(本文)

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成25年度第2回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り誠にありがとうございます。

議事に入る前に、まず事務局より人事異動の挨拶がありますのでお願いします。

【山崎事務局長】 本日、8月2日付で政治資金課長が交代してございます。前任の大泉に代わりまして、平川薫でございます。

【平川政治資金課長】 平川でございます。どうぞ御指導のほど、よろしくお願いいたします。

【山崎事務局長】 それから7月1日付で着任をいたしました政党助成室長の志田文毅でございます。

【志田政党助成室長】 志田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【山崎事務局長】 以上でございます。

【上田委員長】 ありがとうございます。よろしくお願い致します。

次に、平成24年度第6回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを、事務局からお渡しさせていただきましたが、第6回委員会の議事録につきまして、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成25年度第1回委員会の議事録については、お手元にお配りしておりますので、同様に、御意見等ありましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題といたしまして、「取りまとめ(第2期)に向けた今後の審議事項について」の説明を事務局をお願いします。

【井筒参事官】 それでは、資料1によりまして、御説明させていただきます。

今年度が3年の任期の最終年に当たりますことから、「取りまとめ(第2期)」を取りまとめるはどうかということございまして、「取りまとめ(第1期)」の重要事項につきまして、深掘りと称しまして、23年度、24年度に行っていただいた検討、また政治資金監査の実施状況等を踏まえまして、これまで取り組んできたこと、検討状況などを、「取り

まとめ（第2期）」として、まとめようということでございます。

真ん中、「審議スケジュール」にございますように、今回及び次回に個別論点の検討を行い、その後、素案なりたたき台なりの検討に入っていこうという、大まかな段取りとしております。一番下の表にございますように、今回は、黒丸のついている3つの論点について御議論をいただきたいと考えております。次回は、残りの論点と、本日の議論の状況からなお議論が必要な論点について、御議論をいただければと考えております。

御説明は以上でございます。

【上田委員長】 本議題について、何か御質問はございますか。

了承をいただいたということで、よろしゅうございますか。

次に、第2の議題の前に「その他」の議題といたしまして、「政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する指導・助言のあり方～」についての説明を、事務局にお願いします。

【井筒参事官】 委員限り資料Aによりまして、御説明をさせていただきます。

政治資金監査の実施状況を踏まえまして出てきました課題としまして、資料に「政治資金監査の質の向上について」というタイトルと「登録資金監査人に対する指導・助言のあり方」というサブタイトルを付しております。これは、これまでは委員会として実施しておりませんでした。個々の登録政治資金監査人の政治資金監査報告書というアウトプットのほうに着目をして、指導・助言を行い、それによって政治資金監査のレベルアップを図る必要があるのではないかということで、問題提起をさせていただいているものでございます。

1 ページ、最初の段落では、状況認識としまして数字を挙げまして、現在のところ、登録政治資金監査人の安定的確保という課題につきましては、一定程度果たしているのではないかという認識のもとに、第2段落で、量から質へといいますか、質の確保・向上に重点を移していくということで、括弧で「次回以降検討」となっておりますフォローアップ説明会の内容の充実とともに、個別の登録政治資金監査人への対応が必要としております。その下、第3段落におきましては、政治資金監査の結果を定型的、簡潔明瞭に示すことを政治資金監査報告書の趣旨といたしまして、そのような記載例から逸脱した政治資金監査報告書を問題とした上で、有効な指導・助言方法を課題としております。

2 ページでございますが、平成24年度第6回委員会いただいた御意見を、①総務省及び都道府県選管における形式審査と、②委員会から登録政治資金監査人への指導の2つ

に、大きく分けて整理しております。①の形式審査につきましては、収支報告書が政治団体から選管に提出されてくる現状の流れの中にございますので、選管に基準を示すことでより有効なものにできると期待できます一方、選管が直接的には登録政治資金監査人ではなく、政治団体の会計責任者を相手にしているという問題点がございます。②の委員会からの指導につきましては、基準の設定とあわせて、何らかのスキームと申しますか仕組みを作って、網羅性を担保する必要が指摘されております。

3ページに移っていただきますと、これらの御意見を踏まえた検討としまして、何らか基準の設定について、規正法31条の「形式上の不備の基準」に相当するような基準と、それよりは若干水準の高い、より望ましい基準との2つの基準を想定できるのではないかと。またこれらの基準の設定に当たっては、マニュアルなどを踏まえること、他事記載の取扱いについても検討の余地があるのではないかとしております。

4ページ以下におきましては、登録政治資金監査人への2つのアプローチとしまして、選管の形式審査の際にお願いする方法と、委員会からの指導の2つを5ページで図解しておりますが、想定をいたしております。これらの2つの方法は相互に排他的であるとは考えておりませんが、一応の役割分担としまして、6ページへ行きまして、方法1の選管の形式審査で最低限の基準を担保し、方法2の委員会からの指導で、より高い望ましい基準を担保するといった、一応の整理を示しているところでございます。この課題につきましては、まとまった形で御議論いただくのは最初のこともございますので、特に自由な御議論を賜ればと考えております。

御説明は以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問あるいは御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

牧之内委員、お願いします。

【牧之内委員】 非常によく整理されたと思うのですが、この紙に書いてあるのが実際にやって意味を持つかどうかは、具体的にどういう基準が定められるだろうかとこのころに係ると思います。「最低限の基準」と「望ましい基準」と書いてありますが、このイメージを少し持たさないと議論が進まないような感じがします。

それで、政治資金の監査報告書のチェックリストがあるわけで、これと基準をどのように位置づけて考えたらいいのだろうか。監査人に、チェックリストを利用するということをお願いしているわけだけれども、もちろん選管も持っているわけですので、形式審査の

ときにこのチェックリストを活用すべきなのか、それは行き過ぎなのかも含めて、感想的なもので申しわけありませんが、そういう感じを受けます。

それで、大上段に基準という形で考えるのは、うまくいかないのではないかと。感触ですけども、あまりこれが基準ですと、示そうとすると、非常にそこに労力を費やして、ああでもない、こうでもないというディテールの議論に入ってしまうのと、それから基準として示すと、選管の側に逆に余計な負担をかけてしまう危険性もあるのではないかと。もう一回繰り返しになりますが、チェックリストが既にありますので、これについて選管としてどういう対応をすればいいのかを考えることに、一つ手がかりがあるのではないのでしょうか。

以上です。

【上田委員長】 ほかの委員から、御意見はございますでしょうか。

何かこの監査報告書はおかしいとかいう苦情や意見が、総務省に届いたことはありますか。

【山崎事務局長】 特段ないと思われませう。

【上田委員長】 そうですよ。大分前のこの委員会で参考例としてお話があったのは、ごく一部のことだと思うのですが、ただ、せっかくチェックリストが出ているので、あのチェックリストを生かすというか、趣旨を徹底することも一つの考え方ではないかというのが、今の牧之内委員の御発言だと思います。

小見山委員、いかがですか。

【小見山委員】 私の個人的な意見でございますけれども、私ども公認会計士が行っている監査並びにそれに伴う監査報告書は、裁判の対象になることは、前にもお話ししました。そこで、我々としては非常に厳格に考えておりますために、私どもの会員がそのことを念頭に置いた中で、一つ一つの文言を注意深く検討しながら、自分たちの監査報告書をつくっているのが現状でございます。

ただ、それに当たって会員が仕事をしやすいように、また訴訟の際に会員がある程度自分たちの弁明ができるようにということもありまして、統一したひな形を作りまして、それに基づいて監査報告書を出している。そこで、前回もお話ししましたように、表現の仕方は変かもしれませんが、○、×、△、□というような定型形を作り、適正であれば無限定適正（○）、駄目な場合は不適正（×）、そして一部以外は適正と言う限定的な意見を申し上げるときは限定付き（△）、それから意見を差し控える場合は意見差し控え（□）とい

う、4つのパターンに大きく分けて監査報告書のひな形を作っております。そして個人的な意見がある場合には、限定的なものであるのかもありませんけれども、ほかのところに書く形になっておりますので、各会員がこの4つのパターンを厳しく遵守しているのが現状でございます。

一方、こちらの政治資金監査に関します政治資金監査報告書に関しては、まだまだ裁判の事例も全くございませんし、始まったばかりでございますので、各政治資金監査をされる先生方がどこまで意識を持って政治資金監査報告書をお作りになっているかは、大きな問題でございます。

私どももここで検討しなくてはいけないのは、資料Aの3ページの上の「主な意見」の四角の上から3つ目に、「マニュアルの記載例の位置づけとどこまで外れたら」とございまして、それを、基準を作るに当たっての考えの基礎にしたらいかがかと、ここに書かれております。私ども委員会がマニュアルに記載しました標準ひな形を、これに沿ってやっていかななくてはいけないという非常に強い規則にするのか、ここにあるように外れてもいい、けれども、その枠はどうかということを議論していくのか、まずスタートの時点で考えるべきではないかと私は思うのです。

ですから、会計監査におきましては、標準ひな形から外れるなど会計士協会ですべておきますから、外れるものはありません。しかし、我々の委員会は、各登録政治資金監査人がひな形から、外れてもいいというところからスタートするのか、それとも外れてはいけないから、この4つの中から選んでくださいと申し上げるのか。その辺をまず議論させていただいて、それに基づいて、例えば外れてもいいという弾力的な御意見が多い場合には、その外れる範囲を検討するという形で、まず議論をスタートしてはいかがかなと思います。

【上田委員長】 ほかの委員の先生、谷口委員どうぞ。

【谷口委員】 両委員とも、まずは基準だという御意見だったと思いますが、私もそれに賛成です。

【上田委員長】 日出委員、最初の牧之内委員の御発言は。

【日出委員】 この件に関して、今の小見山先生のお話は、最初に基準のあり方をどうするかをやってから議論したほうがいいのかというお話だと思うのですが、私はどちらかというと、最低限守るべき基準をきちっと決めたほうがいいだろうと思うのです。というのは、収支報告書などを選管に出した場合に、質の問題はまた別にしても、報告書については、その時点で一応、選挙管理委員会などが補正をするケースがあって、間違い

があれば直してくださいというやりとりが実際にあります。そうすると、あくまで形式的な監査なので、それに準じた報告書があった場合には、かなり窓口で訂正ができるのではないかということになってしまうと、選挙管理委員会そのものが、補正をやって補正に従わないような人がいた場合にどうするのかは、また次の段階だと思うのですが、そこでかなり訂正されるので、標準的なものを示すよりは、最低限なものを基準で示した方が分かりやすいのではないかと思います。

【上田委員長】 では、この最低基準をどう設定するかということは、少し時間が掛かりますかね。今日はそこですぐに結論は出ますかね。

【小見山委員】 私から御質問なのですが、オレンジ色のテキストの中の106ページ以降に記載例がございまして、106ページには、報告書(1)として、全て確認できましたという場合と、109ページには、不備があった場合はこのように書くのですよと、3番目は書面が存在しないような支出があった場合、4番目が115ページに支出が全くなかったケースという形で載っております。この4つのケース以外はほとんどないと思うのです。そうすると、この4つのケースの報告書を主なものだと、いや、これでなくてはいけないのだと強く言うべきではないかと、私は思っています。幾つも報告書があってはいけないと思うのです。

なぜかという、定型化していないとすると読み手が混乱してくるのではないかと思います。例えばこの4つのものに関しても、個人的な意見を書きたいところは、全く問題ないのであれば個人的な意見はないのかもしれませんが、不備がある場合には、いろいろなところで書いたりすることもできます。そういうことを書く枠はあるわけですから、まずは標準的な形として、この枠は外れるべきではないのではないかと、個人的に私は思っております。

【上田委員長】 牧之内委員、いかがですか。今のこれはチェックリスト等を対象としてやっているひな形ですが。

【牧之内委員】 そうですね。だからもう様式は示してあるし、チェックリストがあるし、極めて丁寧にこのテキストはできていると思うのですが、これと最低限というのが、一字一句違ってはいけないのかとか、項目の内容が1、2、3とありますが、大見出しの内容が少なくともあるように、あるいは小見出しのここまではあるようにというものが、基準なのだろうと思います。そういう基準が具体的にどうできるのかということだと思うのです。今、小見山委員のおっしゃっていることはよくわかりますし、考え方自身に異論

はないのですが、具体的に基準をどうするかといったときに、既に様式が示されており、これを前提にして最低基準を作ると、逆に今度は、その基準から漏れるものは必ずしもそれに沿わなくてもいい、勝手に書いて良いところもあっていいということにもなります。そういうことで、私は基準がなかなかイメージ的にしっくりこないという意味で、さっき申し上げたのです。

それからこれを示したとき、選管に示して、実際に収支報告書を受けました、そこに監査報告書が出ています、その監査報告書がこれと合っていないときに、選管はどうするのか。会計責任者にこれを返しても対応のしようがないでしょうし、選管自身が監査人にやることもできない。示した後の対応の方針まで、きちんとできるようにしておかないと、かえって戸惑うという感じがあります。

だから、極端な言い方をすると、考え方はいいのだけれども、そういうぎりぎりしたもの、基準を示すというのはやめて、ここに様式を示していますから、これと内容的にも形式的にも大きく違うものについては、注意を喚起してくださいというやり方、受理はせざるを得ないから、一応受理はするけれども、注意を喚起しておいてくださいというやり方、それから、あまりにも大きくひどいときは、委員会に連絡をしてもらって、委員会から今度、個々の監査人に対してどういう対応を採るかを協議するというやり方等があると思うのです。

いずれにしても、基準を作ること、作れるなら賛成ですが、具体的にどんなものが基準になるのかイメージがはっきりしないものだから、これ以上の議論が進まないような気がします。

【上田委員長】 谷口委員。

【谷口委員】 この4つのいずれかを使ってほしいというのは、私も賛成です。それをどのように落とし込んでいくかという場合に、監査人の方が4つのいずれかを使っているつもりになっていけばいいのか、あるいは4つの中でも例えば徴難明細書がないときには、そこをきちんと削っているのかというところまで守ってもらうのか。そうすることによって、例えば収支報告書と監査の書類が提出されてきたときの受理の手続も変わってくると思うのです。

要するに、4つのどれかを使ったつもりでよければ、これは様式幾つですねと、その場で見て受理できるかもしれないけれども、不必要な書類のことまで記載していないかとかは、窓口でチェックするのではなくて1回受け付けてからと、どこまでチェックするかに

よって、その次の対応が変わってきます。その場で突き返すのか、それとも一旦受け付けておいて、よく見た結果、ここが違っているという形で連絡をすることになるのかによっても、方法1を採るべきか、方法2を採るべきかが変わってくる。基準でどこまで徹底してもらうのか次第で、その後の対応も変わってくるという意味で、まずは基準かなと申し上げた次第です。

【牧之内委員】 質問です。小見山委員のイメージとしては、基準はこの様式。

【小見山委員】 そうですね。今ここにチェックリストもあって、我々が強く「これに従ってください」と明言することによって、それが基準になるのではないのでしょうか。最低の基準ですね。それ以上、最高の基準もないのだと思うのです。我々としてはそれらが一つの例示であって、少し文章を変えてもいいというような外れることについては、あまり私は考えていないのです。できるだけ、これに沿った形でつくってください、この4つのパターンの中から選んでくださいという形が、私の考えでございます。

【山崎事務局長】 議論の御参考になるかでございますが、この政治資金監査もまだ発展途上で、ようやく4回目の実務に入っている状況でございます。実際に記載例がどの程度の拘束力を持って対応されるか、あるいは対応されるべきかという点に関しましては、もちろん全てを承知しているわけではございませんが、マニュアルに記載されているもの、記載例も含めて、相当程度に拘束力が高いものであると。つまり、ほぼこれに従った形で、これ以外のものはあまり適当ではないのではないかという形で、実際には運用されてきているのが実態ではないかと思えます。他方、にもかかわらず、昨年の最終回に幾つか個別の事例を御紹介いたしまして、かなり今言ったお話とは異なるような事例が、実際には散見される状態にあるので、ここは最低限クリアしなければいけないのではないかということから、今回、最低限の基準という、表現としてはきつい表現を、リジッドな言葉を使っているのですが、まずそこは乗り越えていこうというところ、そのような考えでよろしいのだろうかというところは、是非御意見を頂戴できればと思えます。

その次の段階として、どの程度の幅で拘束力があるマニュアル以外の報告書を認めていくのか。ここが実は第2弾の、望ましい基準として今御提示をしているところです。ここは実務とのやりとりをしながらでない、なかなか具体例がお示しできないところであるかと思っております。一方で、確かに抽象的な御議論ばかりいただいてもいけないかと思えますので、できれば次回までには、基準なり、選管がチェックする場合には何によるべきなのかというパターンというか例を、お示しできるようにしたいとは思っています。

【上田委員長】 当委員会も何回も議論を重ねて、こういう研修テキストとかマニュアルを策定したものですから、それをいろいろな研修とかフォローアップ等の会議を通じて、監査人の方には周知しているはずなのですね。それからあまりにも外れたことをやられると、当委員会の存在意義にも関わるような話になってくるので、最低限のことは守らなければいけない。

【日出委員】 1点、いいですか。

事務局にお尋ねしたいのですが、選挙管理委員会が受理をするかしないかという判断の中で、一番の問題は、例えば収支報告書の訂正は会計責任者でやってもらう。それに付随して添付されている監査報告書の、本当の形式的な誤りがあります。日付が間違っている、あるいはこういった研修修了年月日が入っていないとか、もしそういったものがあつた場合には、そこで「それは訂正しないと受けません」と言うのか、それともそのままでも受けるのか。その辺の選挙管理委員会の権限というか、今までの実質的な運営の方法でもいいのですが、それはどのようにしているのですか。

【井筒参事官】 昨年の第6回の委員会の際に、収支報告書の実務というか流れについて、政治資金課長から御説明があつたかと思ひます。資料Aの2ページの四角の最後のポツに書いておるのがその趣旨ですが、現在の形式審査でやられていることは、濃淡はいろいろあるかもしれませんが、法31条を背景に訂正命令が出せます。訂正命令とは、要は、これは受け取れませんから直してくださいというのを、出せます。ただ実際には、政治団体、政治活動の自由等の関係でそれを発動することはないけれども、これを直してくれないと、もうそれを出すかもしれませんよという形で、ぎりぎり形式不備に当たるようなものは直してもらう。それは持ち帰ってもらうなり、その場で直すなり、いろいろあるかもしれません。それが現状で、そのうちの一つに、この添付書類も入ってくる。31条には添付書類も最低限訂正命令を出せるという中に入っています。

【日出委員】 報告書の訂正もね。

【井筒参事官】 監査報告書もその中に入ってくる。ですから、これを直さないともう受け取れないというイメージのものを言っていると。

それから、ついでというか、小見山委員からの御質問に間接的にお答えすることになるかと思うのですが、資料Aの2ページの次の②の四角で、どれぐらい外れたらという記載がございまして、この委員会での御意見ですので理解が違っていたら申し訳ないのですが、先ほど谷口委員からありましたように、どの例を使うつもりかぐらいは当たっているとい

う意味での外れ方と、一字一句違っている、そうするともう受け取れないと言うのかというところで、現在の実務の状況からすると、これだけの記載事項がある中で一字一句違っている、あるいは先ほど谷口委員の出された、徴難明細書が本当は削らないといけないのに削っていないようなところまでは、難しいのではないかという意味を込めて、どこまで外れたらという表現で、我々は理解して作っておりました。

幾つか併せてお答えしました。

【牧之内委員】 今の話も踏まえると、基準という非常にコンクリートされたようなものではなくて、結局具体の事例において、こういう場合はどうしようかということで、例えばこういうときには少し指摘をすべきだとかというのを、積み重ねていくことになるのではないかと思います。小見山委員のお話を前提にした上で、この様式に沿って書いてくださいということを前提にした上で。

【上田委員長】 あえて基準と問われれば、これが基準なのですよ。

【日出委員】 訂正命令が出せるというと、選挙管理委員会はどういう基準で訂正命令を出すかという話になりますよね。今ここで議論するよりも、選挙管理委員会の考え方も聞かなければいけないのかなと思ったのです。訂正命令を考えると。

【井筒参事官】 当該報告書等を提出した者に対して、説明を求めたり訂正を命ずることができるとなっております。

【上田委員長】 細かい議論になってしまいますが、訂正命令を送ったら、会計責任者はどうするのですか。私の責任ではありませんと。

【井筒参事官】 方法1にありますように、添付書類の作成責任者は登録政治資金監査人ですから、監査人に直してくださいと言ってやることになっています。選管に対するヒアリングも、我々は網羅的にはなかなかできないので五月雨にやっている中では、そのようなことをやっている。要するに、これは監査報告書だけれども、間違っているので監査人に言って直してもらってくださいという、やりとりをしている例もあるとは聞いておりますので、全くできないわけではないのだろうということでございます。

【上田委員長】 今日のところは、御意見を伺ったということで。要するに、今言っているのは、外れの基準なのですね。どこまでの外れを。

【井筒参事官】 どこまでだったら、日出委員の言う、突き返すかどうか。

【日出委員】 問題は2つだと思っているのです。本当の形式的な部分の基準と、あと中身の基準だと思うのです。中身といたら、監査の概要とか結果の中の文言の問題と、

2つに分けられるのかなど。入り口のところは、選挙管理委員会で形式的に合っていないものは直してくださいと。ところが監査の概要とか結果の中で、このマニュアルで書いてある以外の文言が入っているときには、選挙管理委員会はそれをはねるかという、はねられないだろうと思うのです。形式的に整っている以上は。そして、そこでそれはおかしいなと思ったときには、適正化委員会に連絡していただいて、マニュアルの書き方、中身の問題としては非常に変な書き方をしている場合には、適正化委員会から個別に指導するか、そこはまた議論ですが、そういった形で行かないと、現実的にやれないかなど思っているのです。そういう面で私は、最低限の形式は2つの意味での最初の形式と後の基準は違うものだと思います。

【上田委員長】 また別の機会に再度またこれを議論するということで。

【井筒参事官】 基準という名称も含めて、中身も少しはお出しできるように検討していきたいと思います。

【上田委員長】 では、第2の議題といたしまして、「業務制限の範囲について」の説明を、事務局をお願いします。

【井筒参事官】 委員限り資料Bによりまして、御説明をさせていただきます。

業務制限は、政治資金監査を受ける国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人との間に、密接な身分関係がなく外部性を有する第三者であることを確保するために、現在、政治資金規正法及びこれに基づく省令に基づく一定の場合に、一定の国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことができないとされています。また業務制限ではございませんが、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において公表されることになっております。

第1期取りまとめの検討の方向性におきましては、政治資金規正法に基づく業務制限の範囲につきましては、実際の政治資金監査において問題となる事例の状況も見極めながら、他法令も参考にしつつ検討を行っていくことが適当ということで、この資料Bの冒頭にありますように、24年度第2回、第3回委員会におきまして、幾つかの事例を取上げて検討していただいたところでございます。

その際の議論としましては、中ほどの「これまでの議論」にございますように、1行目、国民の信頼性を保つためには、拡大は前向きに検討すべきという一つの考え方と、一方これとは対照的なものとして、外形的・定型的に行われるものであるという政治資金監査業務の性格からは、職業的専門家であることをもって足りるという考え方が示されておま

す。この2つの対極的な考え方の中で、どこに線を引くかという問題ではないかという状況でございます。またもう一つの視点としまして、政党助成法における業務制限との関係をどう考えるかが出されております。

そこで、1ページの下の「検討」でございますが、これまで検討していただきました事例を、政党助成法の監査の考え方を当てはめた場合に、業務制限の対象となり得るか否かという点に着目しまして、2ページの①で、当てはめた場合に業務制限の対象となり得るもの、それから3ページ②、業務制限の考え方が当てはまらないもの、次に4ページ③、当てはめた場合に業務制限の対象とはなり得ないものと、3つに分けて掲載しております。また参考でございますが、政治資金監査に関するQ&Aに現行の業務制限をもとにした回答がございますので、業務制限の部分に「議題2で使用」といった附箋をつけて、机の上に置かせていただいております。

御説明としては以上でございます。

(Q&Aに附箋を付けて示して) こんな形です。これまでの回答でございますので、現行法を前提にした回答になってございます。

【上田委員長】 これは、では、団体の部分ですので、小見山委員、いかがですか。最後のまとめみたいな段階なのですが。

【小見山委員】 これは本当に難しいところでして、冒頭に、今御説明がありましたように、どこで線を引くかだけのことになってくると思うのです。それに、また線を引いても、何でその線なのだという、それに対する回答を用意して線を引かなければいけない。そのところですので、非常にこれは難しいと私は思っております。

【上田委員長】 私の個人的な考えですけれども、政党助成法という法律で公認会計士さんが入ってきますので、国民から見れば、政党助成法も政治資金規正法も似たような親戚同士の法律みたいなものですから、そこで政党助成法でかかってくる制限を、政治資金監査人に、特殊性を考慮してどこまで応用といいますか、活用できるかということで考えたほうがいいと思います。政党助成法でこうだ、政治資金規正法でこうだと、あまりにも食い違っていると、かえって国民から見ると不思議な見方をされるかもわからないので、歩調を合わせた方がいいと思います。特殊性を考慮して、説明がつく範囲内でやるかどうか。

【牧之内委員】 先般この話をしたときに、小見山委員から政党助成法の監査と政治資金の監査の性格の違い、位置づけの違い等について、るるお話があって、公認会計士のみができるということで、公認会計士のいろいろな制限が政党助成法にはかかっているのだ

というお話がございました。それで貫徹しようとする、あえて広げる必要もないということにもなってくるのだらうと思います。一方では、広げたからといって何か不都合があるのか、どこに問題が出てくるのかということもあると思うし、国民の目からすると、広げたほうが信頼性は増すというのは明らかでしょうから、そうすれば、ある程度広げていくときに、政党助成法を寄る辺にしてというか、言葉は出てきませんが、一応参考にしながらということで、むしろ政党助成法の中で、これは強過ぎる、やるべきではないというものを消していく。でも政党助成法以上には、特別なもの以外は逆に出ない方がいいのではないかという感じを、私は受けます。

【小見山委員】 私の基本的な考え方は、政治資金監査は、前からお話ししていますように、少し監査と違っておまして、支出した事実があるかどうかを見ることに着目いたしますので、それが確認できる方であればよろしいという意味では、利害関係者は非常に少なくなってくるだろうと、私は思っております。ただ、先ほどお話ししたように、冒頭御説明にあった線引きについて、本当に理由がないと、線を引く理由を問われたときに、非常に苦しいわけなのです。ですから、今、牧之内委員や委員長からお話ございましたように、私も政党助成法を一つ見据えて、これを基準に考えて、これよりも何か特別な例があれば例外を作っていけばいいだけであって、これを参考にさせていただくことは非常によろしいのではないかと思います。

【上田委員長】 谷口委員、いかがですか。

【谷口委員】 まさに線引きの問題なので、非常に微妙な点があるのですが、今何となくコンセンサスができておりますように、①をまずは実現していくことと、あとは②の部分についても、これは実現でいいのではないかと。要するに、広い意味での国会議員関連団体グループの中でのやりとりという話で、理由がつく話だと思います。③については、なかなかまだ、瓜田に履を納れずの、どこが瓜畑なのかという線引きが難しいところもあるので、まずは①②の優先度を高めるという考え方でよろしいのではないかと思います。

【上田委員長】 2ページ以下ですか。個別論。

【谷口委員】 はい。

【牧之内委員】 個別論でよろしいですか。3ページの②の話ですが、同一国会議員に係る関係団体の代表者である登録監査人に依頼をするということで、同じ建物にあって、同じ部屋に団体があるようなところも結構あると、新聞でも取り上げられていたということですが、一律にこういう表現でやったときに、それほどお互いにつながりのない団体も

あり得るかもしれません。だから、そうなるとう過剰な規制になってしまうので、その歯止めみたいなものが設けられるのかというのが、1点です。

もう1点は、対象団体を避けようとする動きが結構出てきているわけで、関係団体を複数、3つも4つもきちんと報告するのは、むしろ見上げたものだ。こういうことで、これはいけません、これはいけませんという、ますます1本に絞っていく傾向を助長することになるのではないかという感じもします。私は今言ったような理由から、これは今のまま少し置いておいた方がいいのではないかという考え方です。

【上田委員長】　しばらく実態を把握するというか、動きが出てくるまでは様子を見た方がと。

【牧之内委員】　そうですね。具体的に、こういうことでかけたときに、現実にはA国会議員がどの団体、どの団体というのは分かるわけですから、そうするとそこらに規制をかけたときに過剰規制にならないかというものも、調べていかなければいけないし、2番目に言った理由は、さらに対象団体減少につながっていく危険性があると思います。

【上田委員長】　谷口委員、2番目の、同一の国会議員に係る別の国会議員の政治団体の「代表者」と一応絞ったのですが、代表者でどうか、ここはやめた方がいいのではないかと、制限を掛けた方がいいのではないかと。

【谷口委員】　そうですね。牧之内委員のおっしゃった最初の方のケースです。典型例としては、同じ建物の中に資金管理団体と政党支部があって、資金管理団体は実質的な後援会の幹部の人が代表をしていて、その方が登録政治資金監査人の資格をお持ちで、政党支部を監査したというパターンがあり得る。これは瓜畑の真ん中という認識です。

他方で第2のケースとして、同じ建物ではなくて、全国大で活躍されている人、例えば北海道選出の議員に、たまたま鹿児島後援会があって、そこの代表の方が北海道にある政党支部を監査するというパターンまで規制すべきか。実際にこうした例があるかどうかを含めて、もう少し要調査ということですよ。

【上田委員長】　これはもう少し実態を調査してから、もう1回協議するという、どうですか。政党助成法とは関係ない話ですよ。

【小見山委員】　はい、いいですよ。

【上田委員長】　資料Bの4ページの②の、公選法の180条の出納責任者である登録政治資金監査人に依頼する。私の個人的な考え方でいいますと、これは制限を掛ける理由はないのではないかと思います。

【牧之内委員】 どこですか。

【上田委員長】 資料Bの4ページの③のすぐ上です。「国会議員の公職選挙法第180条の出納責任者である登録政治資金監査人に依頼」と。

【牧之内委員】 ここらは加えるとすると、政党助成法とはまた違ったものの考えがあるわけですが。

【上田委員長】 違った話になるので。

【牧之内委員】 これも感覚的にはそうではないかと思うのだけれども、実際がどうか、いろいろ例はあるかもしれませんね。政治資金の会計責任者と選挙運動の出納責任者が、ほぼダブっているというか、会計責任者と同じように密接度があるのではないかと見れば、規制をすべきだということになるのですが、これは実態としてはどうでしょうか。あることはあるでしょうね。同じ人物がやっているとかいう、例としてはあるでしょうけれども、どれぐらいがそうなのかはわかりませんね。

【上田委員長】 わからないですね。

【谷口委員】 公選法180条の出納責任者は、本来はその人の金庫番ですよ。ですから、選挙のときの金庫番は日常の政治活動においても金庫番であって、監査人を兼ねるのはよろしからぬということですが、特に公選法が90年代に強化される以前の実態においては、出納責任者は名ばかりの人であって、実質的な金庫番はもう少し背後にいらっしゃる、というケースもありました。こうした出納責任者は公認会計士さんや税理士さんなど、お金のことに通じている方がなれることが多かったので、そういう方が政治資金監査をやられるというパターンがあり得るわけです。実質的な金庫番とは別の人が監査するのではないからいいではないかという考え方もあるのですが、そうすると公選法の方で筋論から外れた実態を認めてしまうことになるので、なかなか難しいところです。

【日出委員】 実際に選挙運動の中でやって、見たりすると、会計責任者と出納責任者は名前は違いますけれども、例えば首長選挙くらいの規模ですと、ほとんど同じなので、私ら一般的な目線から言えば、正直な話、これは業務制限の対象になり得る、十分になり得るという、考えしかないです。法律上の利害関係云々といった場合には、首をひねるところもないわけではないのですが、それから形式的な人が多いということもありますが、そうでないケースもあるのです。現実問題、実質的にやっている人も。

【谷口委員】 感覚的なことを申しますと、データをとっているわけではないのですが、連座制が拡大されて、大分重なってきている、実質と形式が重なり合うようになってきて

いるという感覚がありますね。

【上田委員長】 私はもう少し、会計責任者とは政治団体の会計責任者、出納責任者とはその選挙の出納責任者で、本来役割が違うということですね。

【牧之内委員】 そうですね。それは違うのですね。

【上田委員長】 それで、先ほど谷口委員がおっしゃったように、一つのその選挙の名誉職みたいな立場の人が出納責任者になっているので、あまり選挙のことは知らない人というのが世の中の実態で、理由としては書きにくいですが、だから、あまり弊害がないような気がするのですが。要するに、業務制限をかけるということは、かなり説得力があるような言い方をしないと。制限を掛ける方ですからね。

【日出委員】 話を戻していいですか。

- ① 国会議員の「政党助成法の監査における業務制限の考え方を政治資金監査に当てはめた場合、業務制限の対象となり得るもの」の中の一つに、例えば税理士が国会議員の確定申告をやった場合に、それは利害関係者として業務制限に該当するのではないかという考え方が、少しここでは示されているのですが、政党助成法ではそこまでを利害関係と捉えるのですか。この辺、小見山先生にお聞きしようかなと。会計士の場合の。

【上田委員長】 法律のことですから、参事官から。

【井筒参事官】 助成法では、政党の会計や政党の役員の確定申告をやっている場合に、そういう公認会計士さんは政党助成の監査は駄目ですとなっていますので、もちろん国会議員とか国会議員関係政治団体と政党は、もちろん性格は違いますが、ほぼ似ているだろうということで、アナロジーをもって当てはめた場合にはという趣旨で掲載しているだけです。

【牧之内委員】 これは私、前に、ああでもない、こうでもないみたいな表現で分かりにくい話をしたような気がします。例えば、政党の役員等である国会議員の税務申告を仮にやっている方は、当該国会議員の所属する政党の監査はできませんという形になっているのを、その人は後援会の監査はやっていいですというのは、逆になぜですかと。むしろ後援会の方が個人的な関係が強いのではないかということで、これを外す理由が出てこないのではないかと思ったのです。

【日出委員】 結局、対象とか業務の内容は全く違う話なので、それが国会議員の政治団体の監査をやった場合の、立場的にやはり利害関係があるから駄目だということま

での、拡大の理由に当てはまるのだろうか、私は素直な疑問なのですよね。

【牧之内委員】 逆に言うと、政党助成のものの考え方を基準にして、業務制限の範囲の見直しをしましょうというときに、政党助成の方はなっているのに、これはもう結構ですという理由です。それがあり得るのかどうかということだと思います。政党助成の方は制限していますが、政治資金の方はこの分は外します、こういう意味で外しますと。そこがあるかどうかということかと思えます。

【谷口委員】 それは私も迷うところで、一つには、ここで制限をかけた場合に、政治資金監査の実際の執行に対して支障が生じないかという不安と、他方で、今報道等では、政治家個人の会計というかお金と、政治団体とのやりとり、特に政党支部に対する政治家個人からの寄附の扱いや、あるいは逆に、政治団体から組織活動費名目でその政治家本人に支出をされた場合の扱いといったところが、注目されているので、ここだけをあえて外したときに、どういう説明をするのか、という考えもあります。両論が頭の中にあって、迷うところです。

【上田委員長】 時間も大分迫ってきましたので、これも今日の基本的な委員さんの流れとしては、政党助成法を中心に考えていく、それよりも制限するか広げるかという点については、相当な理由を考えなければいけないということで、今日はそこまでお願いします。

【井筒参事官】 では次回は①、それから②は若干両論がありましたので、③を外した上で、①②をもう少し細かく見るような形で用意をしたいと思えます。

【上田委員長】 次は、第3の議題の「会計帳簿への住所の記載について」の説明を事務局をお願いします。

【井筒参事官】 委員限り資料Cによりまして、御説明をさせていただきます。

内部管理用の帳簿である会計帳簿に、全ての支出について支出を受けた者の住所を記載するのは、必要以上の負担になるという意見を受けて、御議論をいただけてまいりました。

「これまでの議論」でございますが、高額の支出・少額の支出という額の多少、それから政治団体の種類で取扱いを変えろということ、きめ細かく議論をいただいたわけですが、そうすると逆に事務負担の増大にもなり得ろということ、制度を改正するとした場合においても、制度としてはシンプルなものにすべきということになりました。

そこで、制度を改正するとした場合に、これは政治資金規正法の改正となるわけですが、案としましては、議論の中で出されたものも含めまして、2ページの①では、

領収書等に住所が記載されているかどうか、3ページでは②としまして、領収書等の徴収・保存義務が課されているかどうか、4ページでは③としまして、政治資金監査が義務付けられているかどうかという、3つのメルクマールが考えられるのではないかとということで、案をお示ししております。またその場合に軽減される事務としましては、案によって違って来るわけですが、①としまして、会計帳簿に住所を転記する事務、それに加えて②として、内部書類への住所記載を求めないことによります確認事務の軽減があり得ると考えております。

一方、制度改正に慎重であるべきという立場からは、1ページの下、それから5ページにも掲載をしておりますが、政治団体の収支の情報を全て記載する会計帳簿という体系的な位置付けの変更になってしまうという点と、軽減される事務が①の会計帳簿に住所を転記する事務である場合には、現在、普及を図っております会計帳簿・収支報告書作成ソフトの活用によって、一定程度実現できるのではないかとこの点から、法改正には慎重であるべきという意見が出されております。

御説明は以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問あるいは御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

過去の委員会でも大分議論されたところなので、今、参事官からそのまとめの説明があったのですが。

【小見山委員】 一つだけ、よろしいですか。

この件は、いろいろな御議論はあると思うのですが、私はPCの普及をどんどんしていただきたい。そのことによって、ひょっとしますと、帳簿などというものは一旦記入すればそこに落とし込めますし、逆に言うと収支報告書にそのまま出てくるということで、本当はPCの普及をしていただきたい。普及率がなかなか事務局でも捉えにくいとお聞きしているのです。もしチャンスがあれば、総務省がお作りになったPCの普及率を、どのぐらいお使いになっていらっしゃるのか。逆に、総務省さんのものではなくて自分たちのPC、ソフトをお使いになっていらっしゃるのであれば、どちらをお使いになっていただいても、手書きでない限りにおいては、会計帳簿への住所を自分で書かなくても、ボタンとか、そのまま出てくるものですから、そのような実態をある程度知った上で、この議論を我々はすべきかと思えます。宿題を出すことは大変恐縮なのですが、分かる範囲でということでございます。

【上田委員長】 政治資金課長、お願いします。

【平川政治資金課長】 整理させていただきました。

まず全国国会議員関係政治団体につきましては、全体が776団体、総務大臣届け出分でございますが、そのうちパソコンを使用しているのが84.7%、およそ85%です。そのうち総務省のソフトを使っているのが57.9%で6割近く。その他のソフトを使っているものが26.8%という状況でございます。完全な手書きは15.3%。ただ、物によって一部手書きになっているものは、パソコンを使っているとして集計させていただいております。全部がパソコンというわけではなくて、パソコンを基本的に使っているが手書きが含まれているものは、パソコンの方に集計しております、全く手書きの分だけが、今言いましたように15.3%です。

現職国会議員の国会議員関係政治団体に限りますと、594団体になるものでございませうけれども、パソコンによる作成は89.9%と少し上がります。90%近くになっております。総務省ソフトも少し上がりまして、61.8%でございます。その他のソフトが28.1%で、完全な手書きは10.1%という数字になっております。

【小見山委員】 ということは、もう9割近くがPCを使っているということですからね。ありがとうございます。非常に参考になりました。

【上田委員長】 谷口委員、いかがですか。

【谷口委員】 小見山委員の言われたことに賛成です。

【上田委員長】 ではパソコンの普及を待って。

【日出委員】 ただ、会計帳簿に住所記載をするという、事務負担というだけではないのですが、問題は会計帳簿住所記載だけではなく、その団体ごとによって、この収支の内容の徴収・保存義務とか収支報告書での住所報告のずれが出てくるとかいったものが、まず私はあるような気がするのです。もう一つの論点なのですが。住所記載だけではなくて。団体ごとによって5万円の徴収義務、1万円以下の徴収義務とか、あとは国会政治団体だったら1円以上となっているのですが、この区分の問題もあるのかなと思っているのです。

それと会計帳簿に住所を記載することについては、通常、私らの仕事をやっている中ではそういった慣行はないにしても、政治資金規正法ではそれを要求しているということで、そのまま単純に飲み込めばいいのですが、今いろいろな面で、環境も、あるいは使うものも変わってきているので、それから領収書がきちんと実在性を担保する意味で持っているのであれば、特に帳簿に住所を記載する意味は少ないのではないかと思うのです。正直な

話。確かに、今PCに入れば、1回やればいいというのですが、少なくとも1回は入力しなければいけない状況にもなりますし、何もしないで住所が出てくるわけではないと思うので、そこは利便性などの面から考えてみても、住所記載は本当は会計帳簿には要らないのではないかというのが、私の素直な感覚でございます。

【上田委員長】 収支報告書の住所記載との関係はどのようなのですか。

【日出委員】 それもそうです。

【上田委員長】 収支報告書も要らないという話。

【日出委員】 収支報告書も要らないと思います。

【上田委員長】 そうなると、また当委員会の任務以外の話になってしまうのですが。

【日出委員】 そっちにもつながる話なのですが、とにかく会計帳簿には特に記載する必要性はないのではないかと思います。

【小見山委員】 日出委員に、私は全面的に賛成です。もともとこちらで議論したのは、最初からこれは要らないのではないかというところからだったのです。ただどうしても法律に書いてあることが非常にネックになっておりまして、建議までしましょうかという話も過去にあったと思います。

ただもう一つ、翻って考えると、今、委員長がおっしゃったように、収支の報告書の最終版にどうしても住所を入れなければいけないことが、今の段階では一つの最終ゴールなのです。そうしますと、それもやらなければいけないのであれば、どこかで住所を記入するというのであれば、打ち込みの段階の仕分けの段階で住所を入れておけば全て終わるのではないかということが、ずっと考えられていたものですから、最終的な収支報告書に住所がなくてもいいということは、まだ議論をしておりませんでしたので、それは私どもの考えにはありませんでした。逆に言えば、ここで議論してはいけないことなのかもしれないので、そういう意味では、日出先生のお気持ちもよく分かるのですが、PCの普及というものをお願いしたのは、今の法律の立て付けのところを前提にした場合には、そのような機械を利用したもので事務軽減を考えられないかなというお話をしておりました。ですから、私は法律を変えることが大変なのであれば、実務面での事務軽減が重要と思います。

それからもう一つ、全てに同じ文書をずっと住所を書かなくても、確かどこかにお店の名前と住所を書けば、同上とか、同上ではなくても何を参照とかいうことでも可能だと、前にお話を聞いたことがあったのです。ですから何か補助的にお店の名前と住所を書いた

表があって、それで番号を振ってあれば、その番号を打てばいいようなことも、聞いたことが記憶にかすかにあるのですが、そのようなことでも手間が省けるような議論もしたと記憶しております。

【日出委員】 自分の言ったことに補足させてもらいますが、なぜそのように思い立ったかというのは、国会議員の政治団体の監査、出納の責任などをやったことはないのですが、以前に地方都市の首長選挙の中で会計の責任的なものをして、収支報告も結果的に2年間くらい連続して出すことをやってきた中で、収支報告書にも、その当時はパソコンがなかったので手書きだったのですが、収支報告書にも支出の明細、住所も記載し、そして今度は領収書もコピーを付けて出します。選管に持っていったときに何をされるかという、その支出した領収書の住所と名前と、収支報告書の住所と名前を、本当に1字ずつ全部チェックされる。その作業で、もう終わってしまうのです。何という無駄なことをするのだと。確かに両方あるのだったら、片方が領収書のコピーであれば、それが改ざんされているかはわかりませんが、何にしても収支報告書をチェックする意味合いはどこにあるのだろうか、私自体は思ったのです。それが非常に膨大だったのです。5万円以上のものが、あのときはどのくらいだったかは忘れましたが、あったので、そうすると領収書がある限りは、収支報告書とか会計帳簿については、取り立ててここに両方とも書く必要性はどこにも合理的な理由はないのではないかという思いが、正直な話、強いのです。ですから、私は会計帳簿の、単に事務負担という意味ではなくて、実際にやった経験でそういった思いが強くなったということで、付け加えさせていただきます。

【上田委員長】 では、この問題の扱いはどうしますか。収支報告書の。

【牧之内委員】 私も、日出委員等のお話を聞きながら、できるだけ事務負担の軽減ができないかということで、前向きに考えてきたつもりですが、全ての案にネックがあって、それは収支報告書に書かなければいけないということなので、収支報告書に書くという議論をしない限り、単に会計帳簿は備忘録ですから、言わば収支報告書を作りやすいために会計帳簿があると考えれば、その備忘録としての意味がないという点だけでの改正はできるのですが、本体の方がなければ大きな改正にならないし、何かそこらでいろいろ矛盾が、①②のところではありますが、全て矛盾が出てきてしまうのですね。だから、これは仕切り直しというのか、収支報告自身の話に持っていかないと、この問題の解決にならないのかという感じでおります。冒頭に小見山委員のお話がありましたけれども、当面そちらの実質だけの事務軽減のところを推奨していけばと思っております。

【上田委員長】 日出委員の御意見は十分皆さん理解していますけれども、そういう法の立て付けが大きな問題があるわけですから、当面パソコンとといいますかソフトの普及で事務軽減を図っていく。あとは、将来もしどこか別の方から収支報告書について住所の記載が厳格過ぎるのではないかという意見があれば、またそのとき、会計帳簿の点についても議論しますが、今の段階では、収支報告書の住所は法律の規定事項ですからそのまま残しておいて、会計帳簿は政治団体の任意でよろしいということにはならないのですよね。

では、今の牧之内委員の御発言、あるいは小見山先生の御発言で、とりあえずこの委員会はまとめたと思います、よろしゅうございますか。

では次に行きます。

第4の議題といたしまして、「収支報告書に記載すべき支出の区分等について」の説明を事務局にお願いします。

【井筒参事官】 資料4によりまして、御説明をさせていただきます。

現在の支出の分類基準に分かりにくい部分があるという御意見を受けまして、解決策としまして、そこにございます①で分類を増やす、②分類を少なくする、③経常経費と政治活動費の区分を一本化するといった方策について、御議論をいただきました。「これまでの議論」でございますが、最初の段落にありますように、喫緊の課題とまでは言えない、慎重であるべきとの意見があり、委員会の示す見解を充実していくべきという御意見と、見直すとすればということでございますと、②の分類を少なくするという御意見のみでございましたので、小分類の見直しを例にとりて御意見として示しております。また2ページに参りますが、政治団体の分かりやすさとともに、収支報告書を見る国民の視点に立って考えるべきという御意見も出されております。2ページから3ページにかけては、参考のために、規則から小分類について抜粋して掲載しております。

御説明は以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問あるいは御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

谷口委員、恐縮ですけれども。

【谷口委員】 私は従来から、区分を少なくして比較の可能性を高めるようにという意見を申し上げてきたものでございますが、昨今の政治資金の状況を見ておきますと、特に今年の場合、ネット選挙の解禁によって、そちらの関連経費が増えてきた。それがどこに分類されるのかが、今の段階では想像つかないところがございます。例えば、ホームペー

ジやソーシャルネットの管理にかかる経費を、経常費という形で計上してくるのか、それとも政治活動の中でも、選挙用ということで選挙関係で計上してくるのか、文書図画ということで計上してくるのか。それによって採るべき対策も変わってくると思いますので、引き続き現状の推移を注視して、その上で改革を視野に入れていくというポジションを維持するので、よいのではないかと思います。

【上田委員長】 日出先生、どうぞ。

【日出委員】 私はこの小分類の問題を前にお話させていただいたのですが、この施行規則の考え方がよくわからないのですが、とにかく政治活動費の中でいろいろな費用を出した場合には、どんどん「適宜、小分類して、それぞれ別葉とすること」という書き方を最後にしており、要するに科目を増やしていけという意味なのかなと捉えているので、そこまで細かくしていく必要性は全くないのではないかと。実際問題、収支報告書を最終的に書く際も、これで非常に小分類の別葉がめちゃくちゃ増えていく実態があるので、それこそ事務負担をまた言って申しわけないのですが、もう少しこれは、くくりを中分類か、あるいは小分類の中でも、一個一個のものは性格が違えば全部別葉にする、適宜科目を付けてやることは必要ないのではないかと考えています。そういった意見です。

【上田委員長】 ほかに御意見は。

【小見山委員】 私、小見山は、常に思っておりますのは、どうしても科目というのは支出したものの性格を示すことは大切なので、細かければ細かいほどよろしいのかもしれないのですが、一方で見る方のことを考えると、あまりにも細か過ぎてよく分からない、捉えられないということも出てきます。それから、あまりにも自由に科目を増やしていただくことによって、比較可能性ができなくなってくることがあります。それらも考慮しますと、まだ検討しなければいけないと思いますが、小分類をどんどん増やしていく方向に関しては、私はあまり賛成できません。

【上田委員長】 牧之内委員、いかがですか。

【牧之内委員】 私は特にどう改善をしていくべきだという意見を、持ち合わせていません。大体見なれた感じのものですから。確かに、谷口先生が言われた、ネット選挙の解禁の結果が影響してくるのかどうかは、関心を持ちたいと思います。

【日出委員】 小分類が進みますと、さっき言ったホームページ作成費、いろいろそういったものを、みんな性質が変わってきたときには、それぞれにまた書かなければいけない、分類して出さなければいけないのか。どんどん時代が新しくなって変わっていくと、

これが恐らく、じわじわと事務負担を増やすもとなっているのではないかと思います。

【上田委員長】 では、小分類をどんどん増やす方向で検討することは、もうやめて、しばらく、現状でまた様子を見るということになりますか。それとも。

【谷口委員】 どのような大きくりの仕方があるか。

【上田委員長】 大きくりの方向で進めるといふ。

【日出委員】 新たに、さっき比較の問題が出ましたけれども、私もそのとおりで、比較をするために科目を少なくするのは非常に有効なので、その方がいいだろうと思います。

【牧之内委員】 その大きくりも、具体的にどこどこをくくるのか。ある程度、これぐらい分かれていた方が比較もしやすいかと、私は思いますが。谷口先生、具体的にはどこ。

【日出委員】 これはかなりの数ですよ。科目的には。

【谷口委員】 従来、よく挙げられる例は車ですよ。車によっても経常費の方に行ったり、政治活動の方に行ったりとか。

【牧之内委員】 ばらばらになっている。

【谷口委員】 ええ。今回の場合は、ネットもそれに加わってくるであろうと。

【上田委員長】 分類を見直しても、今現在存在している政治団体の会計の事務担当者がかえって混乱するのではないか。今ここで見直したら。

【牧之内委員】 そうですね。分類という、例えばどこが細かいのでしょうか。

【上田委員長】 今私が言いかけたのは、実務を担当している方々から、これとこれを大きくりしたらいいのではないかという具体的な御意見があれば、また検討しますが、どうも私どもはどちらかという会計には弱いものですからね。どういう分類でやった方が見やすいかどうかということとは。

【日出委員】 2ページ、3ページにまたがっていますけれども、調査研究費にあっては、例えば研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代と、これをまた別に細かくしろと言っているのです。調査研究費が中科目にあって、その中に小科目で研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代と細かくなっているのです。果たしてそれを全部細かくする必要があるのかということなのです。調査研究費一本か、あるいは調査研究費の中での例えば研修会費程度とその他の調査研究費の2つにしてしまおうとか、そのようにしていった方が、まだいいのかなと思っているのです。

【小見山委員】 今、先生がおっしゃったのは、小科目を少なくするということですか？

【日出委員】 少なくした方がいいだろうと思うのです。そうでないと、新しいことが出てくると全部小科目に入っていきますから、結局、報告書にも全部小科目の明細を付けるようになってしまうのです。

【牧之内委員】 ただ調査研究費を仮に1本にしたら、本当に何に使っている金かが分からなくなりますよね。

【小見山委員】 そうですよね。だから日出委員がおっしゃっているのは、中科目でとどめず、小科目もつくるけれども、小科目の中の項目を少し整理できませんかということですよね。

【日出委員】 そうです。端的に言えば、第一歩としては、それからあまり広げないという考え方です。

【牧之内委員】 これは例えばだから、分類は項目の方で、よく分かりやすいように考えてやるということですよね。基本的には。

【井筒参事官】 はい。例示にすぎませんので。

【牧之内委員】 だから光熱費なども、領収書のところにずらっと並べているところもありますよね。具体的に、これも少し、こんなふうに細かくなっているというのがあると、分かりやすい。

【上田委員長】 見本みたいなものがないですか。極端なもの、これが理想的なものとか。イメージが湧かないのです。

【井筒参事官】 資料4の御説明としても申し上げたのですが、政治団体からはこの分類が分かりにくいとか負担になっているという声はあるのですが、分類を増やしてくれという声、要するにこの支出はここで決まった方が一層書きやすいという声と、逆に少なくしてくれという声がありますので、現場の声を受けて改正する方向性は出ているのかということになると、そこがないのが実情です。我々としては、これまでマニュアルなどにも掲載しておりますように、疑義が少なくなるようにお答えをしたり、谷口先生からありましたように、新しい分類は大体このようなところに入っているとか、入れてもらったらいいか、事務負担を少しでも軽減していくように見解なりを示していくことが、現状、政治団体側が一本化して何か意見を出してくるという状況ではございませんので、我々ができることかなと思っております。

【上田委員長】 今日の委員会のテーマとしては、「小分類の見直しについてその実施の可否及び内容の検討を行うこととするか」ということです。ですから検討は、見直しにつ

いてその実施の可否、小分類の見直しについて、先ほどの谷口委員の御発言がありましたように、また新たな選挙が出てくるので、それが必要かどうかは、様子を見なければいけないという話です。ですから、今後引き続き検討するというので、いかがでございますか。直ちにここで見直しに決着するというのではなくて、引き続き検討するというので。

第5の議題の前に、「その他」の議題といたしまして、「フォローアップ説明会参加申込者からの質問等一覧（平成25年度9月分）」についての説明を、事務局にお願いします。

【井筒参事官】 「その他」のもう一つの議題といたしまして、委員限り資料Dによりまして、フォローアップ説明参加者からの質問等について御説明いたします。回答の中にはテキスト等にあるもので回答できるものもございますが、簡単に趣旨等を御説明したいと思えます。

質問の1は、監査実務の順番が回ってこないということですが、テキストにもございますように、政治資金監査は団体と監査人との合意に基づいて契約するものでございますので、その旨掲載しております。

2としましては、政治資金規正法第10条に言う「明細書」がどういうものか、それから様式があるのかという問いでございまして、基本的にページの最後に掲載しておりますように、過去の回答と同旨にしておりますが、特に様式についてのお尋ねが付いておりますので、冒頭に「明細書には様式の定めはありませんが」と加えております。

質問3でございしますが、監査事務の場所について主たる事務所以外で実行できる場合の具体例を明確にということでございますが、2ページの一番下に括弧でございしますが、政治資金監査に関するテキストに記載がございしますので、その旨を掲載しております。

3ページに行きまして4問目でございしますが、公開されている報告書の資金使途、収支の目的に「会食費等」というのは、どうなのだろうかということでございますが、政治資金監査における支出の目的は、収支報告書と会計帳簿等との支出の目的の整合性がとれているものについては、それで差し支えない、適合していると。ただ、質問者の問題意識にもあると思われませんが、透明性の観点からはできる限り分かりやすく具体的に、付記しております。

5番目は、ボランティアスタッフについて交通費と人件費ということで、括弧にございますように、人件費相当額を寄附として計上する必要があるかという問いでございます。具体の事案について承知できませんので、考え方のみとして、当該スタッフの活動に対して対価を支払うことが社会通念上相当であるかどうかということで、記載していただく必

要があるかどうかを判断していただきたいという回答にしております。

6 問目は、水道光熱費は年の累計でやるのか、月ごとかということでお尋ねでございますが、規正法 12 条におきまして「一件当たりの金額」であり、一の債権債務関係によって判断するというので、下に、「例えば」として、月ごとに一の債権債務関係が確定する場合には月ごとに、月ごとに払うにしても、それが支払いの手段にすぎないときは、年でまとめてということになると回答しております。

御説明は以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問あるいは御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

これは御了承いただいたということで、よろしゅうございますね。先へ進めさせていただきます。

次に第 5 の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を事務局をお願いします。

【井筒参事官】 資料 5 を御覧ください。

表ですが、1 「登録政治資金監査人の登録状況」でございます、登録者数は一番下にございまして、4,312 名となっております、前回委員会で御報告したものより 21 名増えております。裏面に参りまして、「研修の実施状況」ですが、合計 4,324 人となっております。フォローアップ説明会は 7 月から開催をし、参加者は 146 人となっております。

以上でございます。

【上田委員長】 これはよろしゅうございますね。何か御質問があったら承りますけれども、よろしゅうございますね。

本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等について、事務局からありましたらお願いします。

【井筒参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省 8 階の会見室におきまして、事務局長からブリーフィングを予定しております。本日の公表資料につきましてもその場で配付する予定にしております。なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員に来週 8 月 5 日に確認の御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【井筒参事官】 次回の委員会についてでございますが、日程調整をさせていただきました結果、9月30日月曜日の午前10時半に開催させていただきたいと思っております。場所等詳細は、後日御連絡をいたします。

【上田委員長】 本日は、長時間にわたり熱心に御審議いただき、ありがとうございました。